

高岡市団体旅行誘致促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人高岡市観光協会（以下「協会」という。）が、新高岡駅を利用した高岡市の観光の認知度向上を図るとともに、団体旅行の誘致促進を図るため、北陸新幹線を利用した団体旅行を企画する旅行会社に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 この補助金の対象となるものは、次の要件をすべて満たす団体旅行を企画する旅行会社（以下「旅行会社」という。）とする。

- (1) 富山県外から北陸新幹線を利用した実参加者数が10名（ドライバー、バスガイド、添乗員を除く）以上の団体旅行であること。
- (2) 北陸新幹線の利用にあたっては、乗車駅又は降車駅を新高岡駅とすること。
- (3) 高岡市内の飲食施設または土産物施設を1か所以上利用すること。
- (4) 原則として、団体旅行の参加者全員が全行程を同一行動すること。
- (5) 新聞広告、会員誌、HP及びその他広告媒体に当該旅行商品を掲載するときは、コース名に「高岡」を入れるか、高岡市の観光素材や高岡市をPRする文章・写真を入れること。
- (6) この要綱に基づく補助金以外に、高岡市及び協会から補助金等の金銭的支援を受けていないこと。ただし、協会が定めるコンベンション開催支援事業補助金はこの限りでない。

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、ツアー1本（団体旅行参加者が10名以上乗車していたものに限る。）につき10,000円とする。

2 前条に加え、次に掲げる条件を満たした場合、実績に応じ、次に掲げる金額を前項に追加して交付する。

- (1) 瑞龍寺、勝興寺又は市内有料観光施設への入館 20,000円
- (2) 市内施設におけるものづくり体験の実施 40,000円
- (3) 市内宿泊 1人1泊につき1,000円

(補助金の交付要望)

第4条 補助金の交付を受けようとする旅行会社は、高岡市団体旅行誘致促進事業補助金交付要望書（様式1号）を当該団体旅行出発日の10日前までに提出しなければならない。

(補助金の内示通知)

第5条 協会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、旅行会社に内示通知することとする

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする旅行会社は、高岡市団体旅行誘致促進事業補助金交付申請書(様式第2号)及び高岡市団体旅行誘致促進事業補助金請求書(様式第3号)をツアー催行後すみやかに協会に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び支払)

第7条 協会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに額を確定し、旅行会社に通知することとする。また協会は補助金の交付決定を通知した月の翌月末までに旅行会社が指定する口座に補助金を支払うこととする。

(申請の取下げ)

第8条 旅行会社は、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、直ちにその旨を協会に通知しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 協会は、この要綱により補助金の交付を受けた旅行会社が、偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(補 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する